

厚生労働省発基安0727第3号

令和 5 年 7 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の削除

三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）、酸化アルミニウム、水素化ビス（二―メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム、ステアリン酸亜鉛、四・五・六・七―テトラクロロー―三―ジヒドロベンゾ「c」フラン―二―オン（別名フサライド）、ポルトランドセメント及び二―メチル―N―「三―（一―メチルエトキシ）フェニル」ベンズアミド（別名メプロニル）を、譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物から削除すること。（別表第九関係）

第二 名称等の表示又は通知の対象となる物の規定方法の変更

一 譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物を、次のように定めるものとする事。

（第十八条関係）

1 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンダステン、タンタル、

銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

2 国が行う化学品の分類（産業標準化法に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（以下「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

(一) 令別表第三第一号1から7までに掲げる物

(二) 1に掲げる物

(三) 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

3 1及び2に掲げる物を含む製剤その他の物（1及び2に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

4 令別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

二 譲渡又は提供時にその名称等を通知しなければならない物を、次のように定めるものとする。

(第十八条の二関係)

1 令別表第九に掲げる物

2 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

(一) 令別表第三第一号1から7までに掲げる物

(二) 1に掲げる物

(三) 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の

健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

3 1及び2に掲げる物を含む製剤その他の物（1及び2に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

4 令別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

三 一の1及び二の1に掲げる物を、次のように定めるものとする。 (別表第九関係)

- 1 アリル水銀化合物
- 2 アルキルアルミニウム化合物
- 3 アルキル水銀化合物
- 4 アルミニウム及びその水溶性塩
- 5 アンチモン及びその化合物
- 6 イットリウム及びその化合物
- 7 インジウム及びその化合物
- 8 ウラン及びその化合物
- 9 カドミウム及びその化合物
- 10 銀及びその水溶性化合物
- 11 クロム及びその化合物
- 12 コバルト及びその化合物
- 13 ジルコニウム化合物

- 14 水銀及びその無機化合物
- 15 すず及びその化合物
- 16 セレン及びその化合物
- 17 タリウム及びその水溶性化合物
- 18 タングステン及びその水溶性化合物
- 19 タンタル及びその酸化物
- 20 鉄水溶性塩
- 21 テルル及びその化合物
- 22 銅及びその化合物
- 23 鉛及びその無機化合物
- 24 ニッケル及びその化合物
- 25 白金及びその水溶性塩
- 26 ハフニウム及びその化合物

27 バリウム及びその水溶性化合物

28 砒^ひ素及びその化合物

29 弗^ふ素及びその水溶性無機化合物

30 マンガン及びその無機化合物

31 モリブデン及びその化合物

32 沃^よ素及びその化合物

33 ロジウム及びその化合物

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第一及び二の3については、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置

1 名称等の表示等に関する経過措置（附則第二条関係）

(一) 第二の一の1から3までに掲げる物（第二による改正前の令（以下「旧令」という。）第十八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（二）において「高有害性区分物質」という。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しないこととする。

(二) 第二の一の1から3までに掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しないこととする。

(三) (二)の物であつて、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しないこととする。

2 名称等の通知に関する経過措置（附則第三条関係）

第二の二の1から3までに掲げる物（旧令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月三十一日ま

での間は、法第五十七条の二の規定は、適用しないこととする。

3 この政令の施行に関し、関係政令について所要の規定の整理を行うこと。

(附則第四条関係)